

# 清瀬市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の指定事業所等に係る法人代表者等誓約書

年 月 日

清瀬市長 殿

住所

申請者

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

印

申請者が介護保険法(以下「法」とする。)第115条の45の5第2項及び下記のいずれにも該当しない者であること、その役員等が下記の第2号、第5号から第14号までに該当しないことを誓約します。

また、清瀬市が、清瀬市暴力団排除条例に基づき、必要に応じて法人及び役員の情報を見視庁に照会することについて同意します。なお、その際は清瀬市からの依頼に応じ、必要な情報提供を行います。

(清瀬市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の指定事業者の遵守すべき事項)

- 1 申請者が法人でないとき。
- 2 申請者が、清瀬市暴力団排除条例(平成24年12月25日条例第33号)第2条第3号に掲げる暴力団関係者と認められるとき。
- 3 当該申請に係る事業者指定によって、清瀬市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超えることとして認められるとき。
- 4 申請者が、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業(以下「第1号事業」という。)の人員、設備及び運営に関する基準等に従って適正な第1号事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 5 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 6 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 7 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 8 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
- 9 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。
- 10 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。
- 11 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第5条第3項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 12 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として清瀬市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して10日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第5条第3項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 13 第11号に規定する期間内に第5条第3項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の前日60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 14 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 15 申請者が、法人で、その役員等のうちに第5号から第9号まで又は第11号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 16 その他、市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合。

# 暴力団でないことの誓約書

清瀬市長 殿

1. 法人の役員若しくは使用人が、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
  - (1) 清瀬市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団
  - (2) 清瀬市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団関係者
2. 法人の役員若しくは使用人が、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
  - (1) 暴力団が経営を支配し、又は実質的に経営に関与している。
  - (2) 暴力団を利用している。
  - (3) 暴力団に資金、物品その他の財産上の利益を提供し、又は便宜を供与している。
  - (4) 役員等が、暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している。
3. 法人の役員若しくは使用人が、この申請をするにあたり、上記1の各号への該当の有無の確認のため、当団体名等について、警視庁へ情報を提供することについて同意します。
4. 法人の役員若しくは使用人が、各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの誓約書が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの指定が取り消されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし保障を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切当団体の責任とすることを確約します。

平成 年 月 日

団 体 名

所 在 地

代 表 者 氏 名

\_\_\_\_\_  
役職名

\_\_\_\_\_  
氏名

印

(注)必ず代表者本人が、日付及び代表者氏名欄への署名、代表者印の押印をお願いします。団体名、所在地については、ゴム印等でも構いません。